

## 緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について

食品安全委員会事務局

### 1 情報提供の基本的考え方

消費者、マスコミ等の食品安全委員会に対するニーズに鑑み、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急事態等（「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成 16 年 4 月 15 日関係府省申合せ）に規定する緊急事態等のほか、「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」（平成 20 年 9 月 10 日消費者安全情報総括官会議申合せ）に定義する重要事案も含む。以下同じ。）の事案に関し、速やかな情報提供に努める。

### 2 緊急事態等における情報提供の判断について

緊急事態等における情報提供については、（1）事態探知後の速報の提供、（2）速報提供後の詳報の提供、（3）事態の原因解明後の情報提供の 3 種類とし、それぞれの情報提供については、以下事項に関わる状況を判断して実施する。

#### （1）事態探知後の速報の提供

事態探知後の速報の提供方法は、①その時点で把握している科学的知見を取りまとめたハザード概要シートによる情報提供、②関係機関の当該事案に関連した情報（プレス発表も含め）へのリンク設定とする。また、これらの情報の食品安全委員会ホームページにおける掲載場所は、事案の性質等により、「重要なお知らせ」、「トピックス」又は「関係省庁からのお知らせ」とする。

探知した事態に対して、どのような情報提供をするかは、情報・緊急時対応課が関係課の意見を聴いて、下記の A「健康被害の大きさに関する情報」に属する判断項目を最優先とし、B「原因物質に関する情報」に属する判断項目、C「対象食品に関する情報」に属する判断項目、D「周辺情報」に属する判断項目を検討した結果を踏まえ、事務局長が決定する。事務局長は必要に応じ、委員、専門委員等に意見を求める。

## 【判断項目】

### A 健康被害の大きさに関する情報

A-1 健康被害の状況（死亡者、重篤者が発生していないか、症状並びに発生場所、発生時間から注視すべき状況にないか）

A-2 健康被害の拡大の恐れ（被害者数の増加や症状の重篤化の可能性、あるいは発生場所や発生時間の状況から急速に健康被害が拡大する恐れはないか）

### B 原因物質に関する情報

B-1 毒性・病原性（高い毒性もしくは強い病原性を有する物質が原因となっていないか、過去の大規模食中毒等の原因物質となっていないか）

B-2 検出濃度（量）（ただちに健康被害が生じるような濃度（量）での検出が報告されていないか）

### C 対象食品に関する情報

C-1 対象商品の流通状況・対象商品の形態（地域限定的か、広域流通する商品か、長期に家庭内で保存される可能性はないか、商品の形態や保存の形態から原因物質が増殖するような状況はないか）

C-2 対象商品の用途（事業者向けの商品か、直接消費者向け商品か）

C-3 製造地域（製造地域における食品の衛生管理上懸念はないか、製造地域は国内か国外か）

### D 周辺情報に関する情報

D-1 報道状況（全国的に大きく取り上げられる可能性はないか）

D-2 リスク管理機関の対応（管理措置強化の対応が取られているか、危害物質についてリスク管理機関等が所有・発信する情報が充実しているか）

なお、情報不足等により判断が困難な場合には、引き続き情報収集に努めた後、総合的に判断を行う。

## （２）速報提供後の詳報の提供

（１）の事態探知後の速報提供後、更に詳しい情報提供（詳報）を行う際の提供方法は、①ハザード情報シート、②Q&A、③委員長談話、④健康影響等解説書、⑤評価書のいずれかもしくは、これらの適切な組み合わせとする。

詳報の提供の必要性及び上記①～⑤の方法のどのような組み合わせで情報提供を実施するかは、情報・緊急時対応課が関係課とともに、下記の A「リスクの大きさ」並びに B「国民の不安の大きさ」に属する判断項目について検討した結果を踏まえ、事務局長が委員会の指示を踏まえて判断する。

委員長が必要と認めるときは、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定。以下「実施指針」という）II 4（1）に定める委員・事務局会議を開催し、そこで提供情報の種類と組み合わせを決定する。特に、提供情報を健康影響等解説書とするか、評価書とするかの判断においては、科学的知見の充足状況を考慮し、原則として委員・事務局会議において検討し、委員会会合において決定する。

また、新聞報道や問い合わせ等で国民の不安が増大している場合、あるいは情報の内容により丁寧な解説を要する場合など、詳報の提供に併せて委員などを含めた専門家による記者ブリーフィングを実施する。

#### 【判断項目】

##### A リスクの大きさ

- A-1 被害の拡大状況（健康被害が一層拡大あるいは重篤化していないか）
- A-2 回収対象製品（回収がはかどらない、回収対象製品の種類が増えるなどの状況はあるか）

##### B 国民の不安の大きさ

- B-1 報道状況（報道で国民の不安等が大きく取り上げられる状況が継続しているか）
- B-2 「食の安全ダイヤル」等への照会（当該事案に関する問い合わせは増えていないか（5 件／日以上））
- B-3 消費者等の要請（消費者団体、業界等から情報提供の要請はあるか）

### （3）事態の原因解明後の情報提供

緊急事態等が一応収束したものと判断される場合や発生原因が解明した後には、必要に応じて事案の顛末について取りまとめを行い、既存の情報に加え、補足的に情報提供を実施する。

### 3 その他

- (1) 緊急事態の探知時点において、情報提供を行うことが犯罪を助長する恐れがある場合、またはシステムトラブル等やむを得ない事情がある場合は、その時点での情報提供を随時見合わせ、委員会と相談した上で対応を決定する。
- (2) 危害要因等に関する既存の情報についても、緊急事態の発生・進捗状況に応じて掲載内容を更新するほか、情報提供の終止、ホームページ掲載場所の変更を含め適切に見直す。
- (3) 前記2に基づくホームページ掲載による情報提供に当たっては、プレスリリースを実施するか否かを併せて検討するものとする。

#### 【補足】

提供する情報の特徴並びに掲載内容は以下のとおりとする。

- ① ハザード概要シート：物質の科学的性質の基礎的な情報をA4版1～2枚に取りまとめたもの。

主な記載事項は、国内外での評価状況又は毒性、化学物質であれば用途や使用状況等の概要、分子式、分子量、構造式、性状、CAS番号、微生物であれば分類、生化学的性状、病原性等の基本的事項、管理状況（ある場合）とする。

- ② ハザード情報シート：ファクトシートと同程度の内容とし、緊急的に作成・公表するもの。

主な記載事項は、ハザード概要シートの記載事項、実際に健康被害が生じている場合には中毒症状、中毒事例等とし、国内外の政府関係機関や国際機関の公表情報を基に、より詳細に情報提供するものとする。

- ③ 健康影響等解説書：食品安全委員会として健康影響評価は実施しないが、国際機関や諸外国が実施した評価のレビューの他、委員会としての考え方を個別の論文等も必要に応じて引用し、最新の科学的知見とともに公表するもの。

主な記載事項は、物質の概要、安全性に関する科学的知見、国際機関等の評価、我が国におけるリスク管理措置、まとめ（委員会の考え方）とする。

## 緊急事態等における情報提供について

### 事案探知後の速報の提供

判断項目		レベル			
A	健康被害	A-1 健康被害	情報不足	被害なし (むかつき等) ← 被害報告あり → (入院)	死亡・重篤者
		A-2 被害の拡大	情報不足	兆候なし 拡大の恐れあり → (症状) → (被害者数・場所)	拡大の恐れ (数・症状)
B	原因物質	B-1 毒性・病原性	情報不足	低・弱	高・強
		B-2 検出濃度(量)	情報不足	低・少	高・多
C	対象食品	C-1 流通・形態	情報不足	限定的・短期保存	複数県に流通 広域流通・長期保存
		C-2 用途	情報不足	事業者向け	消費者に流通
		C-3 製造地域	情報不足	懸念ない地域	懸念ある地域
D	周辺情報	D-1 報道状況	情報不足	報道なし	報道あり 一面報道
		D-2 リスク管理機関の対応	情報不足	プレス発表	管理措置強化
提供情報の種類		情報収集後再度判断	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     関係機関の当該事案に関連した情報リンク (注意喚起等)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">                     ハザード概要シート                 </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     (関係省庁からのお知らせ)      (トピックス)      (重要なお知らせ)                 </p>		

### 速報提供後の詳報の提供

判断項目		レベル			
A	リスク	A-1 健康被害	拡大なし		拡大・重篤化
		A-2 対象製品	大部分回収	対象食品限定	対象食品拡大
B	国民不安の大きさ	B-1 報道状況	報道継続なし		報道継続
		B-2 ダイヤル等への照会	無し	多 (5件/日)	
		B-3 消費者等の要請	無し	有	多
提供すべき情報の種類		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; background-color: #f0f0f0;">                     事実関係等更新                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; background-color: #ffcc00; margin-top: 5px;">                     ハザード情報シート                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; background-color: #ccccff; margin-top: 5px;">                     Q &amp; A                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; background-color: #ffccff; margin-top: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;">                     委員長談話等                 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ccffcc; font-size: x-small;">健康影響等解説書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ccffcc; font-size: x-small;">評価書</div> </div> <p style="font-size: x-small; text-align: center; margin-top: 5px;">(科学的知見の充足状況により決定)</p>			

事態の原因説明後、事案の顛末の補足、取りまとめ